

**【F04】 公的法人企業の例外的支払は持分の引出しとして記録**

**【F05】 公的準法人企業への例外的支払は資本移転として記録**

## 1. 勧告の概要

2008SNA マニュアルの勧告概要	1993SNA における取扱の概要
<p><b>【F04】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>公的法人・準法人企業から政府に対する例外的支払（高額で不定期な支払）が、蓄積された準備金または資産の売却によってなされる場合、「持分の引出し」として記録する。法人企業の企業所得からなされる定期的分配のみを配当（財産所得）として記録する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>公的法人企業による例外的支払は配当の支払、公的準法人企業による例外的支払は持分の引き出しとして記録する。</li> </ul>
<p><b>【F05】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>政府から公的法人企業（公的準法人企業を含む）への高額・不定期な支払（しばしば「資本注入」と呼ばれる）については、             <ol style="list-style-type: none"> <li>① 公共政策の目的の結果として発生した累積損失を賄う支払は「資本移転」</li> <li>② 財産所得として確実な収益期待があり、そうした明確に商業的見通しのもとに行われる例外的支払は「持分の追加」。</li> </ol> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>政府の公的法人企業に対する例外的支払は資本移転として記録するが、政府の公的準法人企業に対する例外的支払は、持分の追加として記録する。</li> </ul>

### ① 2008SNA への対応で求められる事項

- 公的法人企業と公的準法人企業に対する例外的支払の扱いを統一する。

### ② 主要計数への影響（概念上）

- 一般政府の純貸出／純借入の増減要因

## 2. 現行 JSNA での取り扱い

- 現行 JSNA における一般政府と公的法人企業・準法人企業との間の例外的支払の取扱について、1993SNA や 2008SNA の勧告との関係を整理すると下記のとおり。JSNA ではこうした取引を「資本移転」の受払として記録している。

受取側 支払側	政府	公的法人企業	公的準法人企業
政府		93SNA) 資本移転 08SNA) 資本移転 (累積赤字補填時) 持分追加 (確実な収益期待時) <u>JSNA) 資本移転</u>	93SNA) 持分追加 08SNA) 資本移転 (累積赤字補填時) 持分追加 (確実な収益期待時) <u>JSNA) 資本移転</u>
公的法人企業	93SNA) 配当 08SNA) 持分引出し <u>JSNA) 資本移転</u>		—
公的準法人企業	93SNA) 持分引出し 08SNA) 持分引出し <u>JSNA) 資本移転</u>	—	

### 3. 検討の方向性

#### ① 次期基準改定における対応の考え方（案）

##### <○：2008SNA 勧告に沿って対応する>

- ・政府と公的法人・準法人企業（以下「公的企業」という）との例外的取引について、「持分の引出し」及び「持分の追加」という概念を適用し、2008SNA の勧告に沿った対応を行う。
- ・「例外的支払（高額で不定期的な支払）」の判断基準については、金額的な基準を事前に設けることはせず、特別な立法措置が取られるなどの例外的・不定期的な支払であることを要件とする。ただし、公的企業から政府への「例外的支払」で持分の引出しとして記録するものについては、支払の原資が資産の売却や積立金の取崩しであることも要件とする。
- ・「例外的支払」の例として、次のような例が考えられる。

（例 1）公的企業から政府への例外的支払

特別法に基づく財政投融资特別会計（公的金融機関）から一般会計等（一般政府）への繰入。財政投融资特別会計の積立金の一部を例外的に一般会計及び国債整理基金特別会計（いずれも一般政府）に繰り入れるものであり、本勧告にいう持分の引出しに該当すると考えられる（現行 JSNA では資本移転として計上）。

（例 2）政府から公的企業への例外的支払<sup>1</sup>

2008 年度における一般会計（一般政府）による日本高速道路保有・債務返済機構（公的金融機関）からの債務承継。高速道路利便増進事業を賄うために行われた一般政府から公的企業への一時的な支払であり、本勧告のいう資本移転（公共政策目的の結果発生した累積損失を賄う支払）に相当すると考えられる。現行 JSNA においても資本移転として計上しており、既に本勧告に沿った対応となっている。

#### ② 該当項目の抽出

- ・上記の「例外的支払」の判断基準に沿って、現行 JSNA（平成 17 年基準）で遡ることができる 2001 年度以降を対象に項目の抽出を行った。

【F04】公的企業から政府への例外的支払（現行「資本移転」から「持分の引出し」に変更）

年度	資金の流れ	根拠法
2006	財政投融资特別会計 ⇒ 国債整理基金特別会計	財政運営のための公債の発行の特例等に関する法律
2007	日本郵政公社 ⇒ 一般会計	日本郵政公社法（公社解散時の規定）
2008	財政投融资特別会計 ⇒ 一般会計、国債整理基金特別会計	財政運営のための財政投融资特別会計からの繰入れの特例に関する法律等
2009	財政投融资特別会計 ⇒ 一般会計	財政運営に必要な財源の確保を図るための公債の発行及び財政投融资特別会計からの繰入れの特例に関する法律
2010	財政投融资特別会計 ⇒ 一般会計	同上
2011	財政投融资特別会計 ⇒ 一般会計 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構 ⇒ 一般会計 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構 ⇒ 一般会計	東日本大震災に対処するために必要な財源の確保を図るための特別措置に関する法律

<sup>1</sup> なお、政府から公的企業への例外的支払について、持分の追加に計上すべき事例は見当たらない。

【F05】 政府から公的企業への例外的支払（引き続き「資本移転」として計上）

年度	資金の流れ	根拠法
2005	年金特別会計 ⇒ 年金資金運用基金	年金福祉事業団の解散及び業務の承継等に関する法律
2008	一般会計 ⇒ 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構	道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律

#### 4. その他の留意事項

##### <諸外国の導入状況>

・カナダ

政府から公的企業への支払はすべて「持分の追加」、公的企業から政府への支払はすべて「持分の引出し」として取り扱っている。